

西柴団地自治会地区建築協定（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この協定は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条及びこれに基づく横浜市建築協定条例（昭和31年6月横浜市条例第17号）第2条の規定に基づき、建築協定区域とその区域内における建築物の敷地、位置、用途、形態及び意匠に関することを定め、西柴団地自治会地区に称名寺の裏山金沢三山の眼下に広がる緑豊かなまちなみを残し、様々な世代が暮らしやすい住宅地としての環境を維持増進することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、建築基準法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の定めるところによる。

（名称）

第3条 この協定は、西柴団地自治会地区建築協定と称する。

（協定の締結）

第4条 この協定は、協定区域内土地の所有者及び建築物の目的とする地上権者又は貸借権を有する者（以下「土地の所有者等」という。）の全員の合意により締結する。

第2章 協定の区域

（協定区域）

第5条 この協定の目的となる土地の区域は、西柴団地自治会の区域で、横浜市金沢区 西柴一丁目～四丁目、金沢町及び柴町のうち、区域図に示す区域とする。また、建設協定区域隣接地についても同図に示す。

協定の区域をA地区、B地区、C地区に区分する。地区の区別は区域図に示す。

第3章 建築物に関する基準

（敷地（最小面積、地盤面の変更））

第6条 建築協定区域内の建築物の敷地は、次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 敷地の最小面積は150㎡とする。ただし、良好な住環境を損なう恐れがないとして運営委員会が認めたものはその限りではない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、敷地面積が150㎡に満たない敷地については、認可公告時の敷地面積を敷地の最小面積とする。
- (3) 敷地の地盤面の変更はできないものとする。ただし、自動車の出入りや玄関等の外構工事、敷地の合筆に伴う変更、その他、良好な住環境を損なう恐れがないとして運営委員会が認めたものはその限りではない。

(位置 (外壁後退))

第7条 建築協定区域内の建築物の位置は、次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界までの距離（以下、「外壁後退の距離」という。）は、1m 以上とする。ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で、次のいずれかに該当するものについては、この限りではない。

ア 物置、自動車車庫その他これに類する用途に供するもので、軒の高さが 2.3m 以下で、かつ、床面積の合計が 5m²以下の部分

イ 隣地境界線に面して設け出窓で、良好な住環境を阻害しないもの

- (2) 第1号の規定にかかわらず、第6条第2号に該当する敷地の建物の外壁後退の距離は、認可公告時の外壁後退の距離以上とすることができる。

- (3) 第1号の規定にかかわらず、横浜市建築基準条例第3条による建築制限により、建物の位置が制限される場合にあつては、外壁後退の距離は、認可公告時の外壁後退の距離以上とすることができる。

- (4) 第1号の規定にかかわらず、B 地区には道路、隣地からの外壁後退の基準は設けない。

- (5) 第1号の規定にかかわらず、C 地区の第9条第3号ア又はイの建築物には、道路からの外壁後退の基準は設けない。また、第9条第3号ア又はイの建築物同士が隣接する区画にあつては、隣接する面に外壁後退の基準は設けない。

(用途)

第8条 建築協定区域内の建築物の用途は、次の各号に定める用途とする。

- (1) A 地区の建築物の用途は、次に掲げるものとする。

ア 一戸建て専用住宅（二世帯同居住宅を含む。）

イ 建築基準法施行令第130条の3の規定による兼用住宅（非住宅部分の面積が 50 m² 以下かつ建物の延べ面積の 1/2 以下のもの）

ウ 診療所

エ 長屋及び共同住宅で各住戸の床面積がそれぞれ 50m²以上であるもの

オ 巡査派出所、公衆電話所その他これに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物

カ 学校（大学、高等専門学校、専修学校および各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 500 m²未満のもの

キ 寄宿舍又は下宿で、次の（ア）から（ウ）に該当するもの

（ア） 宿泊室又は寝室（以下「宿泊室等」という。）の数が 9 以下であること。

（イ） 宿泊室等の床面積が 7.43 m²以上であること。

（ウ） 新築工事の完了時から起算して 5 年以上が経過した建築物の用途変更で当該用途とするものであること。ただし、グループホーム等で運営委員会が暮らしや

すい住環境の維持増進に資すると認めた場合はその限りではない。

ク 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これに類するもので、その用途に供する部の床面積の合計が 500 ㎡未満のもの

ケ その他運営委員会が良好な住環境を損なう恐れがないと認めたもの”

(2) B 地区の建物の用途は、前号のア、イ、エを除く用途に加え、次に掲げるものとする。

ア 建築基準法施行令第 130 条の 5 の 3 に規定する店舗、飲食店等

イ 一階部分を店舗とする兼用住宅、併用住宅又は共同住宅(各住戸の床面積がそれぞれ 50㎡以上であるもの)

(3) C 地区の建築物の用途は、第 1 号の用途に加え、次に掲げるものとする。

ア 建築基準法第 130 条の 5 の 3 の規定による店舗

イ 建築基準法第 48 条の規定による店舗で 500 ㎡未満のもの

ウ 事務所で 500 ㎡未満のもの(第一種住居地域内に限る。)

(形態(高さ、階数、屋外階段))

第 9 条 建築協定区域内の建築物の形態は、次の各号に定める基準によらなければならない。

(1) 建築物の高さは、10m を超えないものとする。A 地区にあつては、軒の高さは 6.5m を超えないものとする。

(2) 地階を除く建物の階数は 2 以下とする。ただし、B 地区の建物及び C 地区の第 8 条第 1 項エの用途の建物の階数は 3 以下とする。

(3) 屋外階段は、法令に基づく避難階段等を除き、設置しないものとする。ただし、近隣のプライバシーを確保し、運営委員会が良好な住環境を損なう恐れがないと認める場合は 2 階への屋外階段に限り設置することができる。なお、屋外階段の外壁(側桁や手摺等)は建築物の外壁とみなし、第 7 条の外壁後退の規定を適用する。

(意匠(緑化、色彩))

第 10 条 建築協定区域内の建築物の意匠は、次の各号に定める基準によらなければならない。

(1) 敷地の道路に面する部分は緑化に努めるものとする。

(2) 建築物の屋根及び外壁の色彩は、周囲の景観との調和に努めるものとする。”

第 4 章 運営委員会

(運営委員会)

第 11 条 この協定の運営に関する事項を処理するため、西柴団地自治会地区建築協定運営委員会(以下、「運営委員会」という。)を設置する

2 運営委員会は、土地の所有者等の互選により選出された 20 名以内の委員をもって組織する。

3 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任

期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。”

(役員)

第12条 運営委員会に、委員長1名、副委員長若干名、書記1名を置く。

2 委員長、副委員長、会計及び書記は委員の互選によって定める。

3 委員長は、協定運営のための事務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が前項の事務を行なえないときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその事務を処理する

5 書記は、委員会の運営に関する議事を記録する。

6 委員長は、必要に応じて顧問又は相談役を委嘱することができる。

7 委員長が選任されたとき又は委員長が変更になったときは、新たに委員長になった者が、速やかに横浜市長に報告するものとする。

(委任)

第13条 第11条、第12条に定めるもののほか、建築協定の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

第5章 違反者に対する措置

(違反者への措置)

第14条 委員長は、この協定に違反した土地の所有者等（以下「違反者」という。）があったときは、違反者に対し、運営委員会の決定に基づき、文書をもって、工事の施工停止又は相当の猶予期間を付して当該行為を是正するための必要な措置をとることを請求することができる。

2 違反者は、前項の請求があったときは、これに従わなくてはならない。

(裁判所への提訴)

第15条 委員長は、違反者が前条第1項の請求に従わないときは、運営委員会の決定に基づき、工事の施工停止又は違反者が是正のために必要な措置をとることの強制履行若しくは違反者の費用をもって第三者にこれをなさしめることを裁判所に請求することができる。

2 委員長は、前項の請求を行ったときは、民事訴訟法の規定に基づき、当該請求に係る訴訟手続きに要する費用等の額を違反者に請求するものとする。

第6章 土地所有者の変更、建築計画の提出

(土地所有者等変更の届出)

第16条 土地の所有者等は、土地の所有権及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権が移転するときは、あらかじめ、その旨を委員長に届け出なければならない。

(建築計画の事前届出)

第17条 土地の所有者等は、建築物を建築するとき、建築物の用途変更するとき、建築

物について大規模な改修または大規模な模様替えをするとき、地盤の変更をするとき又は屋外階段の設置をするときは、あらかじめ、建築計画を委員長へ届け出なければならない。

第7章 効力の承継

(効力の承継)

第18条 この協定は、横浜市長の認可公告のあった日以降において土地の所有者等になった者に対しても、その効力があるものとする。”

第8章 協定の変更・廃止、有効期間

(協定の変更)

第19条 土地の所有者等は、協定区域、建築物に関する基準、有効期間、協定違反者の処置又は建築協定区域隣接地を変更しようとする場合は、その全員の合意をもってその旨を定め、これを横浜市長に申請してその認可を受けなければならない。

(協定の廃止)

第20条 土地所有者等は、この協定を廃止しようとする場合は、その過半数の合意をもってその旨を定め、これを横浜市長に申請してその認可を受けなければならない。

(有効期間)

第21条 この協定の有効期間は、横浜市長の認可公告のあった日から10年間とする。

2 この協定の有効期間内にした行為に対する第15条及び第16条の適用については、期間満了後も、なお効力を有する。

附則

(効力の発生)

1 この協定は、横浜市長の認可公告のあった日から効力を発する。”

(適用の除外)

2 この協定の認可公告のあった日（認可公告時に建築協定区域隣接地だった土地については、この協定に加わった日。以下同じ。）に現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕も模様、替えの工事中の建築物若しくはその敷地が、第3章の第6条から第11条の各条の規定に適合せず、又はこの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該規定は、適用しない。ただし、この協定の認可公告のあった日以降である増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替えにかかる建築物または敷地に対しては、この規定を適用する。

3 建築物の用途を変更する場合は、前項の規定にかかわらず、第9条の規定を適用する。

西柴団地自治会地区建築協定の締結に同意します。

令和__ 年__ 月__ 日

土地の表示

横浜市金沢区〇〇町____番____
____番____
____番____
____番____
____番____
____番____

土地の所有者等

住所_____
氏名_____
住所_____
氏名_____
住所_____
氏名_____

